

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成17年9月29日(2005.9.29)

【公開番号】特開2003-1724(P2003-1724A)

【公開日】平成15年1月8日(2003.1.8)

【出願番号】特願2002-163568(P2002-163568)

【国際特許分類第7版】

B 2 9 D 30/68

B 2 3 B 5/00

【F I】

B 2 9 D 30/68

B 2 3 B 5/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年4月22日(2005.4.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フレーム(1)と、タイヤ(2)を支持してその軸線(8)の回りで回転させるためのドラムと、円筒状の切削工具(19)と、タイヤに対して工具を種々の方向に配向する手段とを有する、タイヤトレッドの機械加工およびバリ取りを行なう機械において、前記タイヤの回転を反転できる手段を有し、前記工具はタイヤに対して実質的に対称的な2つの位置すなわち適正切削を行なう第1位置とバリ取りを行なう第2位置とで加工を行い、前記各位置はタイヤの両回転方向に対応していることを特徴とするタイヤトレッドの機械加工およびバリ取りを行なう機械。

【請求項2】

前記工具は2つの円形切刃(21)(22)を有し、各切刃は2つの対称位置の1つを占めることができることを特徴とする請求項1記載のタイヤトレッドの機械加工およびバリ取りを行なう機械。

【請求項3】

前記第1位置では工具が切削角度θを呈しつつタイヤが適当な回転方向を呈し、第2位置では工具が切削角度-θを呈しつつタイヤが前記回転方向とは反対の回転方向を呈することを特徴とする請求項1または2記載のタイヤトレッドの機械加工およびバリ取りを行なう機械。

【請求項4】

前記工具の切刃(31)が少なくとも1つのノッチ(32)すなわち小さい軸線方向長さをもつ部分を有することを特徴とする請求項1~3のいずれか1項記載のタイヤトレッドの機械加工およびバリ取りを行なう機械。